

## 産業廃棄物処理計画書

平成26年6月23日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 大阪府中央区南船場一丁目14番10号

氏名 大成建設株式会社 関西支店

常務執行役員支店長 山田 文啓

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6265-4611

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大成建設株式会社 関西支店
事業場の所在地	大阪府中央区南船場一丁目14番10号
計画期間	平成26年4月1日 ~ 平成27年3月31日

## 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

事業の種類	一般土木建築工事業(0611)
事業の規模	14,433百万円
従業員数	681人
産業廃棄物の一連の処理の工程	【別紙1】のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

【別紙2】のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

現状	【前年度(平成25年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	1,772.2 t	105.4 t
	(これまでに実施した取組)		
・工法の改善 ・梱包材の簡素化 ・余剰材の引き取り ・ユニット化持込			
計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	900.0 t	50.0 t
	(今後実施する予定の取組)		
・継続して実施する			

産業廃棄物の分別に関する事項

現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	・がれき類(コンクリート塊、アスファルト塊、その他がれき類)・廃プラスチック類(塩ビ管、発砲スチロール、その他)・木くず(生木、その他)・ガラスくずコンクリートくず陶磁器くず(石膏ボード、その他)・紙くず・金属くず・混合廃棄物 11品目:13種類	
計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	・継続して実施する	

(第2面) - 2

紙くず	木くず	金属くず
11.1 t	1,109.2 t	0.8 t

紙くず	木くず	金属くず
5.0 t	500.0 t	0.5 t

ガラスくず及び陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物
58.1 t	9,378.9 t	231.5 t

ガラスくず及び陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物
30.0 t	5,000.0 t	100.0 t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

現状	【前年度(平成25年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組) ・がれき類(コンクリート塊)については、場内に移動式の破砕機を設置して、40mmアンダーに破砕し再生砕石等に利用する方法を検討する		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

現状	【前年度(平成25年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
(これまでに実施した取組) ・実施していない			
計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし			

紙くず	木くず	金属くず
0.0 t	0.0 t	0.0 t

紙くず	木くず	金属くず
0.0 t	0.0 t	0.0 t

紙くず	木くず	金属くず
0.0 t	0.0 t	0.0 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t

紙くず	木くず	金属くず
0.0 t	0.0 t	0.0 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t

ガラスくず及び陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物
0.0 t	0.0 t	0.0 t

ガラスくず及び陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物
0.0 t	0.0 t	0.0 t

ガラスくず及び陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物
0.0 t	0.0 t	0.0 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t

ガラスくず及び陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物
0.0 t	0.0 t	0.0 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t

t	t	t
t	t	t
t	t	t
t	t	t
t	t	t
t	t	t



## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

現状	【前年度(平成25年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

現状	【前年度(平成25年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	1,772.2 t	105.4 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	再生利用業者への処理委託量	1,757.8 t	105.4 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している ・再資源化率の高い事業者を選定している		

(第4面) - 2

紙くず	木くず	金属くず
0.0 t	0.0 t	0.0 t


紙くず	木くず	金属くず
0.0 t	0.0 t	0.0 t


紙くず	木くず	金属くず
11.1 t	1,109.2 t	0.8 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t
11.1 t	1109.2 t	0.8 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t

--	--	--

(第4面) - 3

ガラスくず及び陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物
0.0 t	0.0 t	0.0 t

ガラスくず及び陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物
0.0 t	0.0 t	0.0 t

ガラスくず及び陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物
58.1 t	9,378.9 t	231.5 t
0.0 t	0.0 t	86.0 t
58.1 t	9,117.1 t	0.0 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t



【目 標】			
計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	900.0 t	50.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	90.0 t	5.0 t
	再生利用業者への処理委託量	900.0 t	50.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り優良認定処理業者から選定する</li> <li>・電子マニフェストの推進を図るため、電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定し、未導入の業者であれば導入の依頼をする</li> <li>・再生利用が可能である廃棄物については、再生利用業者へ処理委託する</li> <li>・委託処理業者については、定期的に現地確認を実施する</li> </ul>			
事務処理欄			

(第5面) - 2

紙くず	木くず	金属くず
5.0 t	500.0 t	0.5 t
0.5 t	50.0 t	0.1 t
5.0 t	500.0 t	0.5 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t

(第5面) - 3

ガラスくず及び陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物
30.0 t	5,000.0 t	100.0 t
3.0 t	500.0 t	10.0 t
30.0 t	5,000.0 t	100.0 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t
0.0 t	0.0 t	0.0 t

(第5面) - 4		
t	t	t
t	t	t
t	t	t
t	t	t
t	t	t



備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) 欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「 」を記入すること。
- 7 欄は記入しないこと。

## 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

## 産業廃棄物の一連の処理の工程

廃棄物の種類	処理の工程
汚泥	再生処理業者に委託して、再生砕石・再生路盤材として再資源化及び中間処理後セメント会社に委託
廃プラスチック	再生処理業者に委託して、RPF原料として再資源化
紙くず	再生処理業者に委託して、再生紙として再資源化
木くず	再生処理業者に委託して、チップ(合板用・燃料用)として再資源化
金属くず	再生処理業者に委託して、中間処理後、製鋼原料として売却
ガラスくず及び陶磁器くず	再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化
廃石膏ボード	再生処理業者に委託して、地盤改良材及び石膏ボード原料として再資源化
その他のがれき類	再生処理業者に委託して、再生路盤材として再資源化
がれき類 (コンクリート塊)	再生処理業者に委託して、再生砕石及び路盤材として再資源化
がれき類 (アスファルト・コンクリート塊)	再生処理業者に委託して、再生骨材として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理体制図

統括責任者		支店長
支店	担当部署 (指導)	安全・環境部 安全・環境管理室
		建築部 安全・環境推進室
		土木部 安全・環境推進室
作業所	責任者	作業所長
	担当者	作業所長が指名

管理体制図

